

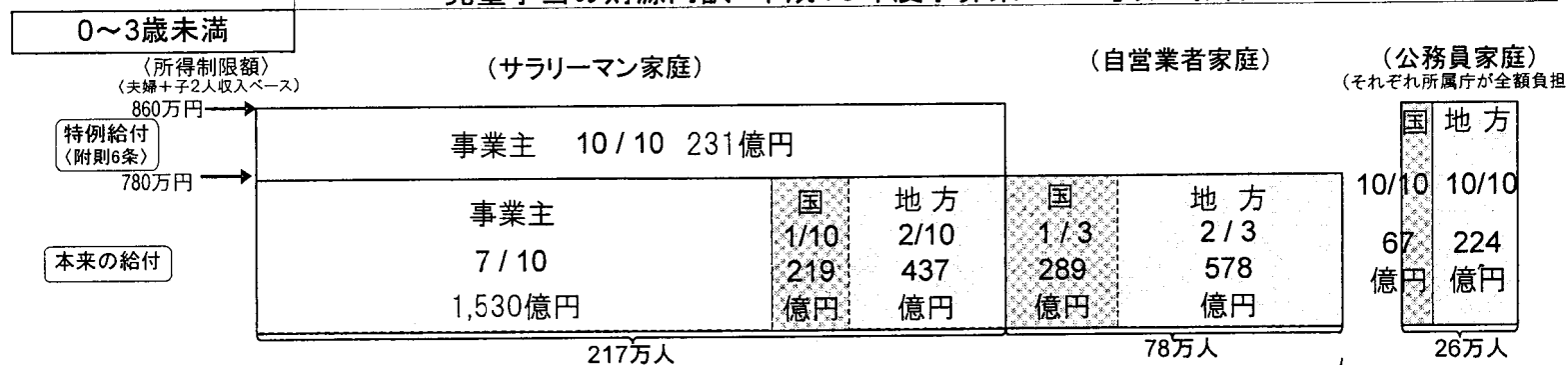
平成19年度年金特別会計児童手当予算案の概要

	18年度予算額	19年度予算案	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
【歳入】				【児童手当拠入金収入の内訳】
拠入金収入	137,854,714	203,434,034	65,579,320	○拠入金率 0.9/1000→1.3/1000 ・厚生年金保険被保険者 拠入金収入1,321億円→1,951億円 被保険者数3,282万人→3,347万人 標準報酬月額 313,031円→312,732円
一般会計より受入	227,086,482	255,993,116	28,906,634	・私学共済組合等組合員等 拠入金収入58億円→83億円
積立金より受入	9,518,698	14,658,082	5,139,384	・平年度化増 +135億円 ・自然増減 △30億円 ・返納金等 △9億円 ・19年改正の増 +193億円
雑収入	1,398,861	1,696,918	298,057	
前年度剰余金受入	725,531	1,389,851	664,320	
計	376,584,286	477,172,001	100,587,715	
【歳出】				
被用者児童手当 交付金	265,564,936	346,925,376	81,360,440	○支給児童数 (△153千人) 12,016千人→11,863千人 ・支給児童数(被用者分) 8,795千人→8,677千人(△118千人)
非被用者児童手当 交付金	71,518,059	85,035,393	13,517,334	・支給児童数(非被用者分) 3,221千人→3,186千人(△35千人) ○19年度改正に伴う所要額 +874億円
業務取扱費	2,099,006	2,027,715	△71,291	・3歳未満の支給月額を一律1万円とする
諸支出金	15,304	17,340	2,036	
児童育成事業費	33,386,981	39,166,177	5,779,196	
予備費	4,000,000	4,000,000	0	
計	376,584,286	477,172,001	100,587,715	

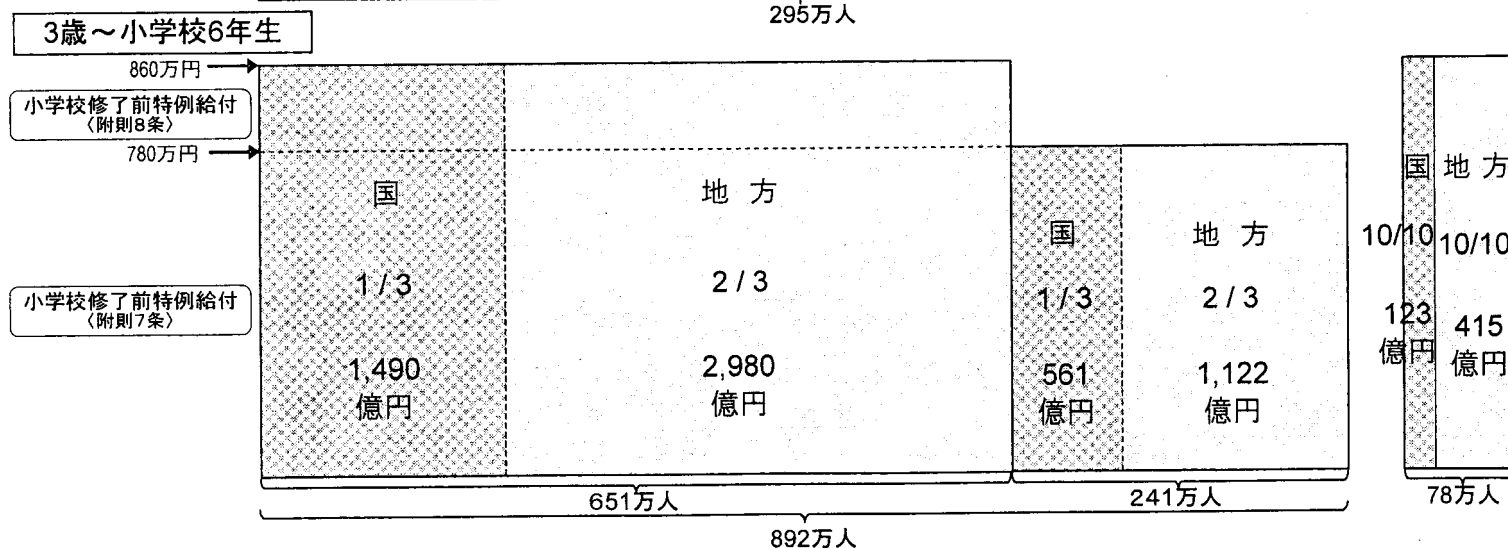
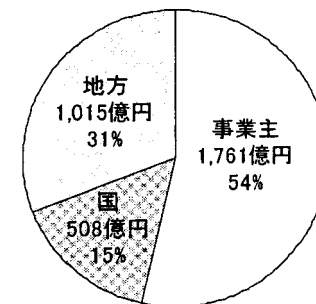
児童手当制度の概要(案)

- 「家庭における生活の安定」と「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上」を図ることを目的に、3歳未満の児童に対し一律月10,000円、3歳以上小学校修了前の児童に対し、第1、2子 月5,000円、第3子以降 月10,000円の手当を支給。
- 所得制限あり。※サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円
(対象児童の約90%をカバー 支給対象児童数約1,290万人)

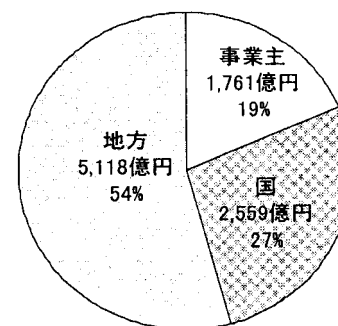
児童手当の財源内訳 平成19年度予算案ベース[改正影響10か月分]



0～3歳未満の財源構成 (公務員を除く)



児童手当全体の財源構成 (公務員を除く)



※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しない場合がある
 ※ 給付費合計:10,267億円(事業主負担計:1,761億円、国負担計:2,749億円、地方負担計:5,757億円)

児 童 手 当 制 度 の 概 要

1. 平成19年制度改正案の概要(案)

手当月額	0歳以上3歳未満の児童に対する月額を一律1万円とする。
実施時期	平成19年4月
追加所要額	約1,370億円(満年度ベース:約1,650億円)

2. 制度の概要

制 度 の 目 的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する															
支 給 対 象 手 当 月 額	○小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで) ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 5,000円 第3子以降 : 10,000円															
支 払 期 月	○支払期月:毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)															
所 得 制 限 4人世帯(夫婦 と児童2人)の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース:860万円未満 非被用者 収入ベース:780万円未満															
費 用 負 担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%;">国1/10</td> <td style="width: 20%;">地方2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">事業主 10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">国 1/3</td> <td style="width: 67%;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">国 1/3</td> <td style="width: 67%;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国1/10	地方2/10	事業主 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10					
事業主 7/10	国1/10	地方2/10														
事業主 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率 平成18年度 平成19年度(予定) 0.9/1,000 → 1.3/1,000															
財 源 内 訳	<table style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">19' 予算案</td> <td style="text-align: center;">(18' 予算額)</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td style="text-align: right;">10,270億円</td> <td style="text-align: right;">(8,580億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td style="text-align: right;">2,750億円</td> <td style="text-align: right;">(2,420億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td style="text-align: right;">5,760億円</td> <td style="text-align: right;">(5,050億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td style="text-align: right;">1,760億円</td> <td style="text-align: right;">(1,110億円)</td> </tr> </table> <p>※19年度予算案における制度改正の影響額は、4月施行のため10か月ベース ※公務員を含む。</p>		19' 予算案	(18' 予算額)	給付総額	10,270億円	(8,580億円)	国庫	2,750億円	(2,420億円)	地方	5,760億円	(5,050億円)	事業主拠出金	1,760億円	(1,110億円)
	19' 予算案	(18' 予算額)														
給付総額	10,270億円	(8,580億円)														
国庫	2,750億円	(2,420億円)														
地方	5,760億円	(5,050億円)														
事業主拠出金	1,760億円	(1,110億円)														

児童手当制度改正に伴う法令等の改正予定

名 称	施行時期(予定)	概 要
法 律		
児童手当法	平成19年4月1日	3歳未満の児童のうち、第1・2子に対する手当額を5千円から1万円に引き上げる。
政 令		
児童手当法施行令	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
平成19年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	平成19年4月1日	平成19年度における拠出金率を定める。 (拠出金率:1.3/1000(予定))
省 令		
児童手当法に基づく拠出金等の納付手続きの特例に関する省令(財務省令)	平成19年4月1日	児童手当法第20条第2項～4項に掲げる者に対する納付書の変更(特別会計の名称の変更)。
児童手当法施行規則	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
通 知		
児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正の趣旨及び内容等について。
児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(依命通達)(次官通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、様式の必要最小限の変更等を行う。
市町村における児童手当関係事務処理について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、所要の改正を行う。
被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	—	改正なし
地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)(※国家公務員)	平成19年4月1日	法改正に伴い、形式的な文言修正を行う。様式の変更は行わない。
厚生保険特別会計児童手当勘定に係る支出事務等の委任について(課長通知)	平成19年4月1日	特別会計の名称の変更を行う。

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】(案)

趣旨・目的

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

(案)

18文科生第※※※号
雇児発第※※※※※号
平成19年※月※※日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長殿
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算(案)に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1) に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5. 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒しで実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県の体制及び役割等

都道府県においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校施設内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めるものとする。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

<サービスの内容（案）>

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

(案)

※ ※ ※ ※ ※ 号
18 文科生第※※※号
※ ※ ※ ※ ※ 号
雇児発第※※※※※号
平成19年※月※※日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の
連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について（平成19年※月※日文科科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利用に当たっては、当該子どもの状況等を相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について（平成18年2月10日文科科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

(1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」に参加する子どもに、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用をはじめとして、各種体験・学習・交流活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室等）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、長期休暇や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

さらに、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

(2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続が済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。